

訪問看護医療DX情報活用加算について

・令和8年度診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

・健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行います。取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供いたします。

【対象者】

訪問看護管理療養費を算定する者（医療）

【算定要件】

地方厚生局等に届出を行い、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により看護師等が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

令和8年6月1日より算定 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月額

【個人情報の取扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、保険請求及びご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は、ご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

令和8年6月1日

飯田病院訪問看護ステーションたんぽぽ

管理者 小島 恵美香